

江 総 務

令和6年11月15日

北海道知事 鈴木 直道 様

江差町長 照井 誉之介

環境影響評価方法書に係る意見について（回答）

令和6年（2024年）10月28日付け環境第722号を以て照会のあった主題について、次のとおり回答致します。

記

本事業は乙部町との町界付近で計画されていることから、環境影響評価の実施にあたっては、江差町民のみならず、乙部町の地域住民等に対し丁寧な説明を行い、十分な理解を得るよう努めること。

総務課

担当：主幹 伊藤 公

電話：0139-52-6711（ダイヤルイン）

e-mail：[akira.ito@town.hiyama-esashi.lg.jp](mailto:akira.ito@town.hiyama-esashi.lg.jp)

環境生活部環境局環境政策課

- 6.11.15 収受

第 448 号

乙 町 資  
令和 6 年 11 月 18 日

北海道知事 鈴木直道様

乙部町長 寺島 努

## 環境影響評価方法書に係る意見について（回答）

令和 6 年 10 月 28 日付け環境第 722 号で照会のありました、(仮称) 江差第一風力発電事業環境影響評価方法書に係る意見について、下記のとおり回答いたします。

### 記

#### 1 総括事項

本事業計画については、住民等から環境影響に対する懸念の声が多く寄せられていることから、今後においても住民理解が得られない場合や環境保全が認められない場合は、本事業計画を進めることについて是認できない。

環境影響に対する懸念の内容として挙げられている住居等からの離隔距離について、住民の理解が得られない場合又は環境影響を回避又は十分に低減することができない場合は、風車の設置場所の再考や事業の縮小等、事業計画の見直しを行うこと。

#### 2 個別事項

##### (1) 自然環境

本事業計画において、工事用・管理用道路の多くを新設する計画であり、約 30ha の樹木を伐採し、保安林内に工事用・管理用道路を敷設する本事業計画については自然環境への影響は多大である。

##### (2) 農地等への影響

対象事業実施区域の近隣には農地があることから、農作物やそこで作業する農業従事者等への影響の回避や低減を行うこと。

##### (3) 鳥獣の保護

事業実施区域について、逆川鳥獣保護区を取り囲むように計画されているほか、乙部・宮の森鳥獣保護区についても事業実施区域から 1km 未満となっていることから、鳥獣の保護に対する懸念が大きい。

##### (4) 鳥獣被害

北海道南西部に位置する渡島半島は、北海道の他地域と比較して高密度でヒグマが分布

していると考えられており、令和6年7月には事業実施区域内においてもヒグマが目撃されている。本事業の実施によりヒグマの生息の場が失われ、人身被害及び農業被害が発生することが危惧される。

(5) 要配慮者施設等について

学校、病院その他の環境の保全について配慮が特に必要な施設の配置状況について、障害者支援施設のほとんどが選定されていない。また、環境保全の観点から、図書館等の町民利用施設や宿泊施設についても配慮が必要な施設と考える。

(6) 地域特性（景観）

本方法書では、「丘陵地や農地に設置されている既存の風力発電について、地域の景観構成要素のひとつとなっている」とされているが、既存の風車の半分は町内から視認できず、その他の風車についても視認できるのは一部地域にとどまることから、当町において地域の景観構成要素とはなっていない。

(7) 騒音、超低周波音

騒音の調査地点について6カ所選定されているが、当町内における対象事業実施区域から0.3kmとされる地点が選定されていないことなど、調査地点の再考が必要と考える。また、調査は年3時期としているが、住民説明会でも意見が出ていることから、冬期間の調査も再考いただきたい。

また、方法書において「町へのヒアリングによると騒音に係る苦情は発生していない」とされているが、ヒアリングの内容は「騒音に係る公害苦情の受理件数」であり、既存風車に対する騒音苦情は多数寄せられている。

(8) 風車の影

ドイツのガイドラインの指針値との比較を行うとの事だが、単に時間で評価するのではなく、影響を受ける時間帯などにより不快と感じる度合いが異なることから、住民等の意見を聞くなど適切な調査、予測及び評価を行うこと。

また、対象事業実施区域周辺には、小学校や中学校などの教育施設があり、風車の影による授業等への影響が懸念されることから、校舎が風車の影の範囲に入らないよう配慮を行うこと。

(9) 景観

シラフラ展望スペースについては、本年10月に整備工事を終え、非常に多くの方に足を運んでいただいている景勝地であるが、図4.2-17(1)によるシラフラ展望スペースからの主な眺望方向について、海岸に突き出た展望スペースから断崖を望む眺望が主となることから、記載の範囲より広域となる。

景観に関する指標の一つとして考えられる垂直視野角については、5度を超えると圧迫感を感じ出すとの考えもあることから、主要な眺望点においては、より影響の回避が必要である。また、垂直視野角のみならず、眺望景観の遮へい、阻害の有無等適切な調査、予測及び評価を行い、景観への影響の回避を行うこと。

(10) 産業廃棄物

本事業により排出される産業廃棄物の種類や量が明らかではなく、搬出先の処理施設も特定されていないことから、搬出、運搬等に係る環境影響について適切な調査、予測及び評価を行うこと。

#### (11) 残土処理

本事業計画では、多くの工事用・管理用道路を新設することとしていることから、相当量の残土発生が予測されることから、残土の発生量や搬出、運搬、堆積場所等に係る環境影響について適切な調査、予測及び評価を行うこと。

### 3 事前協議について

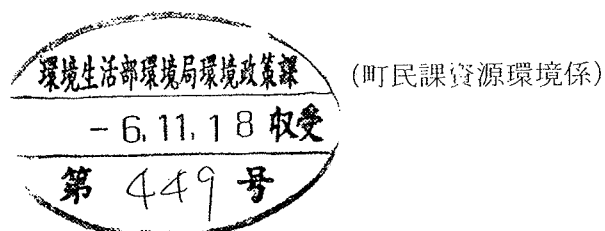
北海道環境影響評価審議会における質問事項及び事業者回答 2-14 1次①において「事前協議を行い、乙部町からの要望により乙部町市街地から離隔をとった」とされているが、当町と認識が異なる。当該事業に係る当町の対応としては以下のとおりである。

- ・令和6年1月10日 事業者が初来庁し事業概要説明。事前協議なく乙部町域への建設、町道の利用を計画していることから異議を申し立てる。
- ・令和6年1月18日 異議申し立てしたにも関わらず、当初計画による環境影響評価方法書が提示され、一方的に説明されたため、説明を打ち切り、事業の進め方について異議を申し立てる。
- ・令和6年4月3日 当初事業計画を取り下げを前提に協議依頼があり、新たな事業計画概要の説明を受ける。新たな事業計画において、要配慮者施設及び住居からの離隔距離について懸念を示す。
- ・令和6年5月20日 環境アセスメントに係る情報提供。風車設置場所について、計画以上に要配慮者施設及び住居から離隔するよう要請する。
- ・令和6年7月31日 離隔距離に関する協議事項が反映されないまま、環境アセスメント方法書縦覧開始。

以上のことから、当初の事業計画については協議以前の問題であり、本方法書による風車の設置場所については事業協議されたものではなく、風車設置場所の離隔について協議したが、受け入れられなかったものと認識している。

### 4 住民理解について

本事業計画について、住民理解が得られていないものと認識しているが、このような状況のなか、北海道環境影響評価審議会に提出されている資料など、事業者からの情報提供や環境配慮に係る協議等もなく計画が進められており、積極的に地元理解を得ようという意思が感じられない。また、本方法書に係る住民説明会での意見や縦覧の際に寄せられた意見に対する回答を見ると、事業者は調査手法を再考する考えがなく、到底住民理解が進むものではない。



厚 政 策  
令和6年10月28日

北海道知事 鈴木直道様

厚沢部町長 佐藤正秀

環境影響評価方法書に係る意見について（回答）

令和6年（2024年）10月28日付け環境第722号で照会のありました標記の件について、意見等ない旨回答いたします。

（政策推進課政策推進係）

